

生成A Iイラスト活用と著作権の基本ルール①

授業資料や学校だよりに、生成A Iで作成したイラストの活用が広がっています。
便利な一方で、使い方を誤ると著作権侵害につながり、学校の信頼を損なう恐れがあります。
この通信では、生成A Iで作ったイラストを安全に使うために、著作権の注意点を整理しました。

公開や配布の前に
「これは大丈夫だろうか」と
感じたら、同僚や管理職に**相談**し、
確認を重ねることがトラブルを
防ぐ方法です。



1. 著作権の基本：作品は創作者のもの

⚖️ 著作権とは

イラスト・漫画・音楽などの創作物を保護する法律です。
原則として、他人の著作物を利用する場合には著作権者の
許可が必要です。

🤖 生成A I（イラスト）とリスク

生成A Iは膨大なデータを学習して新しい画像を生成します。
そのため、出力が既存の著作物に類似している場合、著作権
侵害のリスクが生じます。

教育現場で役立つ著作権の基礎資料

文化庁 （令和5年度改訂版）
学校における教育活動と著作権

https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/pdf/93874501_01.pdf



2. 著作権侵害の落とし穴

「自分でA Iを使って作ったからすべてオリジナル」

と考えてしまうのは**誤解**です。

⚠️ 事例：人気アニメ風ポスターの作成

文化祭に向け、生成A Iに特定のアニメのキャラクター名や画像を入力
してイラストを作成したとします。

● リスク

生成されたイラストが元の作品と「同一」または「類似」していれば、
それをSNSやHPに公開することで著作権侵害となる可能性があります。

💡 注意点

- 入力（プロンプト）
キャラクター名・作品名・既存画像の入力は避ける。
- 出力の確認
生成物が既存作品に似ていないかをチェック。
画像検索などで確認するのが有効です。



生成AIイラスト活用と著作権の基本ルール②

3. 授業での活用を可能にする例外ルール

先生方が安心して授業に取り入れられるよう、著作権法には例外規定があります。

○ 著作権法 第35条

「学校の授業の目的」であれば、著作権者の許可を得なくても著作物を利用できる場合があります。

OK 新聞の記事や写真をコピーした授業用のプレゼン資料を作成し、クラスに配布する。

OK 生成AIで作ったイラストを授業資料で使用する。

✕ 適用範囲外に注意

この例外は「授業内」に限定されます。

以下は対象外となり、原則として許諾が必要です。

- SNSなど、不特定多数が閲覧できる場での公開
- 保護者向け便りや学校外イベントなどでの配布

著作物の題名や著作者名などの「出所の明示」も必要です。

生成AIで作成したイラストであっても、学校ホームページで公開したり、コンクールに応募したりする場合は、著作権侵害のリスクがないか慎重に確認してください。
※ 児童生徒が生成したイラストについても同様です。

4. AIイラスト 公開前に確認したい3つのポイント

作り方

- ☐ プロンプトにキャラクター名などを入れていないか
- ☐ 既存の著作物そのものを入力していないか

出力結果

- ☐ 他の著作物に似ていないか
- ☐ 画像検索などで類似性を確認したか

利用場面

- ☐ AIで生成したものを自分で作ったように見せないクレジットを入れる（例：生成AIによる作成）
- ☐ 不特定多数が閲覧できる場合は複数人でチェック

生成AIの利用記録
指示内容や出力結果等を残しておくことは、経緯を説明できるため有効だとされています。



生成AI（Gemini）による作成

生成したイラストを職員室で共有し、周りの先生に似ている作品がないか尋ねるのも効果的です。一人でも「〇〇に似ている」と指摘があった場合には、そのイラストは使用しない方が安全です。



文部科学省：動画教材（中高生用）

あなたが作るもの「著作権侵害」してない？
～生成AI編～

<https://www.youtube.com/watch?v=yxaQV6Agqyo>